

西宮市内部統制基本方針

1 基本的な考え方

本市では、事務等の適正な管理及び執行を確保するため、内部統制基本方針を定め、内部統制の整備及び運用を進めていきます。

内部統制を有効に機能させていくためには、内部統制の整備と運用に関する責任を有する市長を筆頭に、全ての職員とともに誠実かつ真摯にそれぞれの職責を果たし、日々の業務を組織的かつ自律的に行う必要があります。将来にわたり、市民の暮らしを支える行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供し、市民の信頼に応える行政運営の実現を目指します。本市では内部統制には一定の限界があることを踏まえながら、以下の点に留意して、内部統制を組み込んだガバナンスのさらなる向上を進めます。

2 内部統制の目的

内部統制の目的は、次のとおりとします。

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

現行の財務事務に関する継続的な業務改善やルールの特準化を行うことにより、業務の効率的かつ効果的な遂行を図ります。

(2) 報告の信頼性の確保

予算、決算等の財務報告等について、適正な手続に基づき、適切に保存及び管理を行うことで情報の信頼性を確保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関連する法令その他の規範を遵守し、業務の執行が法令等に適合することを確保します。

(4) 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が適正な手続及び承認の下で行われる体制を確保することで、資産の適切な保全を図ります。

3 内部統制の対象とする事務

財務に関する事務とします。

4 内部統制の対象とする組織

市長事務部局及び教育委員会事務局とします。

5 内部統制の有効性の確保

内部統制を有効に機能させるため、市規則で定めるところにより、市長を最高責任者とする全庁的な推進体制の下で次の取組みを行います。

(1) 内部統制の評価及び公表

内部統制の整備及び運用の状況について、自己点検と必要に応じた現場確認を含む独立的評価を実施し、その評価結果を内部統制評価報告書に取りまとめ、監査委員の審査及び議会への報告を経て市民に公表します。

(2) 内部統制制度の見直し

内部統制制度について、継続的かつ柔軟に見直しを行いながら、持続可能性の高い行政運営を確保します。

(3) 監査委員との連携

監査委員との情報共有や意見交換により連携を図ります。

(4) 既存の仕組みの活用

現行制度に屋上屋を重ねることのないように既存のリスク管理等との整理・統合を図り、内部統制の有効性を高めます。

(5) 業務の効率的かつ効果的な遂行を重視

内部統制制度の構築にあたっては業務の効率的かつ効果的な遂行を重視し、内部統制の取組みと並行して継続的な業務の改善を進めます。併せて、事務引継の徹底と業務フローや手引書等の整備に努めます。

(6) 全職員の意識改革

職員のリスク感度を高め、自発的にリスクを認識し、マネジメントできる人材の育成を目指します。

令和7年4月1日

西宮市長 石井登志郎